

安倍政権の憲法違反の暴挙に断固抗議するとともに、憲法を国民の手に取り戻し、「教え子を再び戦場に送らない」決意を新たに（談話）

安倍政権は9月19日、参院本会議でも「戦争法案」（安全保障関連法案）の採決を強行し、自民・公明の与党に加え、与党に迎合する次世代の党・新党改革・日本を元気にする会の賛成多数で可決しました。この間、衆参両院の特別委員会の審議がともに100回を超えてストップするなど、国会での審議がすすめばすすむほど「戦争法案」の必要性、論理性、整合性がなくなり、違憲性だけが明確になりました。立憲主義に反し、国会審議で立法事実が総崩れになるなか、国民の圧倒的多数の「憲法を守れ」の声に追い詰められた挙げ句、その声に耳をふさぎ、採決を強行したことに満身の怒りと憤りをもって抗議します。

この法案は「集団的自衛権」を行使できるようにして他国同士の戦争への参加を可能にすることを柱とした、そして、多くの憲法学者や最高裁元長官、内閣法制局元長官らが「憲法違反」と指摘した、まさしく「戦争法案」でした。そもそも集団的自衛権の行使を「憲法違反」としてきたのは、他ならぬ政府自身だったはずで、日本国憲法第98条は「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅、及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」としています。ほぼすべての憲法学者、元法制局長官、さらに元最高裁長官までもが「違憲」として、その成立に反対した「戦争法案」は、国会に提出すること自体が許されない違憲立法であり、「その効力を有しない」ものです。

安倍首相は、前回の選挙で国民の信託を得ていると言います。しかし、私たち国民は首相に全権委任した覚えなど微塵もありません。各世論調査でも「戦争法案」への「反対」「違憲」の声は半数を超え、「今国会での成立反対」は6割に、「法案の説明が不十分」は8割にも上ります。「法案が成立し、時が経ていくなかで間違いなく理解が広がっていく」（9月14日、首相発言）ことなどありえません。この法案が審議入りしてから、連日のように国会周辺はもとより、全国各地で、法案反対と廃案を求める行動が取り込まれてきました。特に若者を中心に「学者の会」「ママの会」などかつてない広範な人々が集い、自らの言葉で主権者としての意思を表明しています。これらは、政権による憲法破壊への国民の切実な危機感の現れであり、これからの日本の民主主義の在り方を飛躍的に高める行動です。その声を黙殺するということは民主主義の否定であり、安倍政治は、立憲主義ばかりか民主主義までも踏みこむ亡国政治であるという誹りを免れません。

つい70年前まで私たちの先輩教師達は、目の前の生徒達に“お国のために死ぬこと”を教えなくてはなりません。その痛恨の反省から戦後の教育は出発しました。そして、私たち教職員組合は「教え子を再び戦場に送らない」という言葉をスローガンに、国家権力から教育の自由を、子どもたちの未来を、平和を、まもろうと誓ってきました。私たちが、あの過去の歴史から学んだことは、一旦戦争が始まると、「教育」という営みが持つ意味そのものが、根底から覆ってしまうということです。平和な国際社会の一員として、子どもたち一人ひとりを個人として尊重し、個性を十分に発揮できるようにその発達を保障していく、そして子どもたち自身が自分の頭でしっかり考えながら、自分も周りも幸せになれる生き方を追求していく、そのような教育から、国家が正しいと決めた戦争の遂行を支える歯車の一つになる事を教える教育へと変質していくのです。

私たちは、これからも憲法が掲げる「平和を求める国際社会において、名誉ある地位を占める国をつくろう」「誰もが幸せに暮らせる社会を築こう」という理想を、未来ある若者達と一緒に追い求めていくために、「教え子を再び戦場に送らない」という決意を新たに、教壇に立ち続けます。そして、今後も全国の広範な人々とともに、「戦争法」の発動を許さず、安倍政権の退陣をめざして、憲法を国民の手に取り戻すための「不断の努力」に全力を尽くすことをここに表明します。

2015年9月25日

兵庫県高等学校教職員組合
書記長 梅林真道